

明治三十三年四月二十七日（同日官報）  
勅令第百六十一號

（山縣内閣・樺山文相）

各省官制中左ノ通改正ス

第十一條 各省ニ總務局ヲ置ク

明治三十三年五月十九日（同日官報号外）

勅令第二百八號

文部省官制中左ノ通り改正ス

第二條中「大臣官房」ヲ「總務局」ニ改メ左ノ一號ヲ加ヘ以下順次繰下ク

官吏ノ進退身分ニ關スル事項

明治三十三年五月二十日（明三三・五・二二官報、二十日ヨリ施行）

文部省分課規程

第一條 總務局ニ人事課文書課會計課圖書課建築課及學校衛生課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

明治三十六年十二月四日（明三六・一二・五官報）

勅令第二百二十七號

（桂内閣・久保田文相）

文部省官制中左ノ通り改正ス

第二條中「總務局」ヲ「大臣官房」ニ改メ第一號及第三號ヲ削ル

明治三十七年五月二十一日（明三七・五・二一官報）

勅令第百四十九號

（桂内閣・久保田文相）

文部省官制中左ノ通改正ス

第八條ノ二 文部省ニ專任編修四人ヲ置ク奏任トス 教科用圖書ノ編修ヲ掌ル

○官制改正（明四四・五・一〇官報）

〔勅令〕

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治四十四年五月九日

内閣總理大臣 公爵 桂

文部大臣 小松原英太郎

勅令第百四十四號

文部省官制中左ノ通改正ス

第四條中「三局」ヲ「四局」ニ改メ「實業學務局」ノ次ニ「圖書局」ヲ加フ

第六條ノ三 圖書局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國定教科用圖書ノ編修及發行ニ關スル事項
  - 二 教科用圖書ノ調查、檢定及認可ニ關スル事項
  - 三 教育上必要ナル圖書ノ編修及翻譯ニ關スル事項
  - 四 圖書ノ管理ニ關スル事項
  - 五 國語ノ調査ニ關スル事項
- (下略)

○分課規程改正 (明四四・五・一一官報)

○文部省分課規程中改正 文部省ニ於テ昨十日文部省分課規程中左ノ通改正セリ

第一條第一項中「圖書課」及同條第五項ヲ削除ス

第四條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第五條 圖書局ニ第一課第二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國定教科用圖書ノ編修ニ關スルコト

二 諸學校教科用圖書ノ編修ニ關スルコト

三 教育上必要ナル圖書ノ編修及翻譯ニ關スルコト

四 師範學校中學校高等女學校小學校教科用圖書ノ檢定及認可ニ關スルコト

第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國定教科用圖書ノ發行ニ關スルコト

二 諸學校教科用圖書及教育上必要ナル圖書ノ發行ニ關スルコト

三 教科用圖書調查委員ニ關スルコト

四 國語ノ調査ニ關スルコト

五 參考圖書ノ管理ニ關スルコト

六 他課ニ屬セサル事務

## ○官制改正（大正・六・一五官報）

〔勅令〕

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大正五年六月十四日

一六

内閣總理大臣 伯爵 大隈重信  
文部大臣 法學博士 高田早苗

勅令第百六十七號

文部省官制中左ノ通改正ス

(中略)

第六條中「圖書ノ編輯、發行及檢定」ヲ「學校衛生」ニ改メ同條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

十一 國語ノ調査ニ關スル事項

(下略)

○分課規程改正 (大五・六・一六官報)

○文部省分課規程中改正 文部省分課規程第一條中大臣官房ニ圖書課ヲ加ヘ從來普通學務局第二課ニ於テ掌レル圖書ノ編輯、發行、檢定及教科用圖書調查委員ニ關スル事項ヲ同課ニ於テ分掌セシメ又文書課ノ分掌事務中學校衛生及學校醫ニ關スル事項ヲ普通學務局第二課ニ移シ同局第三課ノ分掌事務ニ國語調査ニ關スル事項ヲ加ヘ昨十五日ヨリ施行セリ (大正二年六月十八日本欄文部省分課規程改

正ノ項參看)

〔参考〕

○分課規程改正 (大二・六・一八官報)

○文部省分課規程改正 文部省ニ於テ本月十三日分課規程ヲ左ノ通改正セリ  
文部省分課規程

第三條 普通學務局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

○國語に關する調査囑託 (大五・六一一〇・六)

(普通學務局第三課)

顧問 上田萬年 主任 保科孝一 後藤朝太郎 安藤正次 足利於菟丸 山口察常  
元田脩三 江田準繩 日下部重太郎 山本信吉 高森良人

(書記) 池田傳治 大瀬六郎

〔漢字整理案作成〕

主任 服部宇之吉 松井簡治 上田萬年 芳賀矢一 岡田正之 林泰輔 保科孝一

諸橋轍次

(補助員) 山口察常 高森良一 竹田復 後藤朝太郎

〔アクセントの調査〕 安藤正次 東條操 佐久間鼎 神保格

〔方言調査〕 安藤正次 東條操 保科孝一 山本信吉

○官制改正（大九・四・二八官報）

〔勅令〕

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大正九年四月二十七日

内閣總理大臣 原  
文 部 大 臣 中 橋 德 五 郎 敬

勅令第百二十一號

文部省官制中左ノ通改正ス

（中略）

第四條中「四局」ヲ「五局」ニ改メ「實業學務局」ノ次ニ「圖書局」ヲ加フ

（中略）

第六條ノ三 圖書局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 教科用圖書ノ編輯及發行ニ關スル事項
- 二 教科用圖書ノ調査、檢定及認可ニ關スル事項
- 三 國語ノ調査ニ關スル事項

（下略）

○分課規程改正 (大九・五・一三 官報)

○文部省分課規程中改正 文部省ニ於テ今般同省分課規程中左ノ通改正セリ

第一條第一項中「圖書課」及第五項ヲ削ル

第三條ノ三 圖書局ニ第一課第二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國定教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト

二 諸學校教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト

三 教科書調査會ニ關スルコト

四 國語ノ調査ニ關スルコト

○分課規程改正 (大一三・一二・二五 官報)

○文部省分課規程中改正

文部省分課規程中左ノ通改正シ本月二十二日ヨリ施行セリ

第三條ノ三ヲ第五條ニ改メ「第一課」ヲ「編修課」ニ「第二課」ヲ「發行課」ニ改ム

○官制改正 (昭一五・一一・一五官報)

〔勅令〕

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和十五年十一月十四日

内閣總理大臣 公爵 近衛文麿  
文部大臣 橋田邦彦

勅令第七百六十八號

文部省官制中左ノ通改正ス

第八條ノ四 文部省ニ國語調査官專任二人ヲ置ク奏任トス國語ノ調査ヲ掌ル

第八條ノ五 文部省ニ國語調査官補專任二人ヲ置ク判任トス國語調査官ノ事務ヲ助ク

○分課規程改正 (昭一五・一一・三〇 官報)

○文部省分課規程中改正 一昨二十八日文部省分課規程中左ノ通り改正セリ

第六條第一項中「發行課」ノ下ニ「及國語課」ヲ加ヘ第二項中第四號及第五號ヲ削リ第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

國語課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國語ノ調査ニ關スルコト
- 二 日本語教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 三 國語審議會ニ關スルコト

○辭令（昭一五・一一・三〇官報）

昭和十五年十一月二十八日

文部省圖書監修官 大岡保三

圖書局國語課長ヲ命ス

○官制改正（昭一七・三・二十四官報）三一ページ参照

○官制改正（昭一八・一一・一官報号外）

〔勅令〕

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ行政機構整備實施ノ爲ニスル文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和十八年十一月一日

内閣總理大臣 東條英機  
文部大臣 子爵 岡部長景

勅令第八百十二號

文部省官制中左ノ通改正ス

第三條中「八局」ヲ「六局」ニ改メ「圖書局、教化局」ヲ削ル

（中略）

第七條 教學局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル